

一般社団法人全国医学部長病院長会議

常勤役員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議(以下「法人」という。)定款(以下「定款」という。)の第26条に定める常勤の役員に関する事項を規定することを目的とする。

(常勤役員を選考)

第2条 常勤役員は、会長の推薦を経て法人の理事会の議決で選考する。

(常勤役員の任期)

第3条 常勤役員の任期は2年とし、再任できるものとする。

(常勤役員の職務)

第4条 常勤役員は、会長の指示を受けて法人の業務を行うものとする。ただし、理事会の権限に属するものは除く。

(常勤役員の報酬)

第5条 常勤役員の報酬は、社員総会の議を経て決定する。

(細則)

第6条 常勤役員に関して、必要な細則は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年11月21日から施行する。